

新潟県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第21号

新潟県県税規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定申請等）</p> <p>第48条 （略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 申請に係る寄附金が所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号、<u>第3号若しくは第4号</u>に掲げる寄附金又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（以下「指定対象寄附金」という。）であることを証する書類</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（中古自動車販売業者に係る自動車税（種別割）減免申請書の添付書類）</p> <p>第81条 条例第74条の2第2項に規定する申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>一般財団法人日本自動車査定協会</u>（昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。）が発行する商品中古自動車証明書</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定申請等）</p> <p>第48条 （略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 申請に係る寄附金が所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号若しくは<u>第3号</u>に掲げる寄附金（<u>同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。</u>）又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（以下「指定対象寄附金」という。）であることを証する書類</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（中古自動車販売業者に係る自動車税（種別割）減免申請書の添付書類）</p> <p>第81条 条例第74条の2第2項に規定する申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>財団法人日本自動車査定協会</u>（昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。）が発行する商品中古自動車証明書</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>2 （略）</p>

第2条 新潟県県税規則の一部を次のように改正する。

別記第56号様式、第63号様式及び第77号様式の2を次のように改める。

第56号様式 (第117条関係)

年度 個人県民税の現年課税分賦課額報告書

(当初・決算)

区	分		県民税		森林環境税		市町村民税		合計		
	普通徴収 円	特別徴収 円	計 ③+④ 円	普通徴収 円	特別徴収 円	計 ⑤+⑥ 円	普通徴収 円	特別徴収 円	計 ⑦+⑧+⑨ 円	特別徴収 円	
均等割額 (森林環境 税額)	譲渡所得以外 ①										
	譲渡所得 ②										
	小計 ①+② ③										
所得割額	譲渡所得以外 ④										
	譲渡所得 ⑤										
	小計 ④+⑤ ⑥										
課税額	計 ③+⑥ ⑦										
	退職所得の分離課税に係る 所得割額 ⑧										
	本年度課税額 ⑦+⑧ ⑨										
調定額	⑨のうち翌年度の収入となる べき額 ⑩										
	⑩のうち本年度の収入となる べき額 ⑪										
	前年度賦課のうち本年度の 収入となるべき額 本年度調定額 ⑪+⑫ ⑬										
特定みなし所得 (当初のみ記載)	⑭-⑯ ⑰										
	⑱-⑲ ⑳										
区分	均等割額 のみもの 人	所得割額 のみもの 人	納税義務者 の種別 均等割額及び 所得割額のもの 人	計	普通徴収 人	特別徴収 人	計 人	普通徴収 人	特別徴収 人	計 人	普通徴収 人
	譲渡所得以外										
県民税	譲渡所得										
	分離退職										
計											
摘要											

◎注
1 譲渡所得の区分は当初のみとし、決算分については
「譲渡所得以外」欄に合算額を記載すること。
2 本年度調定区分割合は、円位まで算定される桁数
まで算出のこと。

新潟県県税条例第19条及び第2項の規定により上記のとおり報告します。

年 月 日
地域振興局長

市町村長

作成者職氏名

第03号様式 (第117条関係)

年度 個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書 (3月末日現在)

1 県民税、森林譲渡税及び市町村民税の課税額の調

区分	3月末日現在課税額	払込みあん分率
現 在 課 税 分	円 ①A/C (年3月31日現在の確定あん分率)	
森 林 譲 渡 税 分	円 ②E/A/C (年3月31日現在の確定あん分率)	
市 町 村 民 税 分	円 ③	
計	円 ④ (令和6年3月31日現在の確定あん分率)	
区 分	市町村の納入限年度と同一の課税額を 課税した場合は3月末日課税額 の算出額	市町村の収納額は、年度で県へ の払込が翌年度となる額
県 民 税 分	円 J ① L=(I×D)×J	滞 納 繰 越 額 を 課 税 す べ き 額 円 ②M=(I×F)×J
森 林 譲 渡 税 分	円 K ③ P=M-(G×K)	滞 納 繰 越 額 を 課 税 す べ き 額 円 ④Q=N-H
市 町 村 民 税 分	円 N=(I×E)+K	
計	円 ⑤ N=(I×D)+J	
年 度 以 後 滞 納 繰 越 分	円 ⑥ O=(I×D)×J	滞 納 繰 越 額 を 課 税 す べ き 額 円 ⑦P=O-(P×J)
年 度 以 後 滞 納 繰 越 分	円 ⑧	滞 納 繰 越 額 を 課 税 す べ き 額 円 ⑨Q=N-P

3 県民税及び森林譲渡税に係る徴収金の払込額不足額の調 (県民税分)

区分	精算基準額	県への払込済額	精算すべき額
県 民 税 分	円 R×D	円 R-I	円 R-I
森 林 譲 渡 税 分	円 R'×D'	円 R'-I'	円 R'-I'
市 町 村 民 税 分	円 S×D	円 S-I	円 S-I
計	円 S'×D'	円 S'-I'	円 S'-I'
延 滞 繰 越 分	円 T×D	円 T-I	円 T-I
加 算 金 分	円 U×D	円 U-I	円 U-I
延 滞 繰 越 分	円 V×D	円 V-I	円 V-I
加 算 金 分	円 W×D	円 W-I	円 W-I
計	円 X×D	円 X-I	円 X-I
延 滞 繰 越 分	円 Y×E	円 Y-I	円 Y-I
加 算 金 分	円 Z×E	円 Z-I	円 Z-I
計	円	円	円
延 滞 繰 越 分	円	円	円
加 算 金 分	円	円	円
計	円	円	円

2 県民税、森林譲渡税及び市町村民税に係る徴収金の収納・払込済額の調 (払込金精算の基本数値)

区分	現 在 課 税 分	滞 納 繰 越 分	延 滞 繰 越 分	加 算 金
現 在 課 税 分	県民税及び市町村民税の市県への払込済額 の合計額	県民税及び市町村民税の市県への払込済額 の合計額	県民税及び市町村民税の市県への払込済額 の合計額	県民税及び市町村民税の市県への払込済額 の合計額
延 滞 繰 越 分	県民税及び市町村民税の市県への払込済額 の合計額	県民税及び市町村民税の市県への払込済額 の合計額	県民税及び市町村民税の市県への払込済額 の合計額	県民税及び市町村民税の市県への払込済額 の合計額
加 算 金 分	県民税及び市町村民税の市県への払込済額 の合計額	県民税及び市町村民税の市県への払込済額 の合計額	県民税及び市町村民税の市県への払込済額 の合計額	県民税及び市町村民税の市県への払込済額 の合計額
計	円	円	円	円
延 滞 繰 越 分	円	円	円	円
加 算 金 分	円	円	円	円
計	円	円	円	円

新潟県県税収納第52条の規定により払込額精算計算書を提出します。

年 月 日
地蔵原課長 様

作成者氏名
市町村長

第77号様式の2 (第117条関係)

不動産の取得(特例適用)申告書(非木造家屋用)

年 月 日		住(居)所 (又は所在地)		電話 番 号							
氏 名 (又は名称及び 代表者名)		個人番号又 は法人番号		担当署名 (法人の場合)							
地域振興局長様		住人数99の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。									
家屋の所在地	種 類	既 存 分		取得年月日		取得の理由					
		階数	面積(m ²)	階数	面積(m ²)						
住 宅・住用住宅 事務所・店舗 工場・倉庫 工(その他)	構造	今 日 の 建 築 分 に 係 る 床 面 積		計		取得の理由 新築・増築 (改装・その他) 旧家屋の状況 滅失有・滅失無 一部滅失有					
		階数	面積(m ²)	階数	面積(m ²)						
		階数	面積(m ²)	階数	面積(m ²)						
軽量鉄骨使用量 (間仕切り、天井下地を除く)		鉄筋使用量		ワイヤメッシュ		根切の土量					
母屋・副屋・副 除 除 除 除	母屋	トン	コンクリート使用量		種類		長さ (m)				
			m ³					本数			
鉄骨使用量 (鉄骨留設を含む)		トン		m ²			根切の土量 m ³				
さび止め 塗装	トン	SD490以上の もの	デコプレート・ワコプレート (厚さ)		m ²						
亜鉛メッキ 加工あり	トン	SD390以上 SD490未満 のもの	又は		m ²						
上記以外の 鉄骨	トン	SD361以下の もの	又は		m ²						
鉄骨合計	トン	土間 デッキ	m ³		m ²						
耐火被覆	トン	無筋コンクリート (帯コンクリート等)	m ³		トン						
動力設備の全容量 (3相 200V以上)	組	給排水設備		空調・換気設備		防炎設備		運搬設備(エレベーター)		積載量 kg	(小荷物専用昇降機)
		組	組	組	組	組	組	組	組		
ドアホン		基盤 容量	ユニット数 出力	台数	中央熱源方式 個別空調方式	屋内用火栓	防火通知器 R又はR1型 1級自立型	積載量 (人乗) kg	積載量 (人乗) kg	積載量 (人乗) kg	積載量 (人乗) kg
インカメラ (内視用)		増圧 ポンプ機	出力 口径	非 水 冷 機	冷却 能力 kw	一般機械排煙	1級1級 壁掛型	積載量 (人乗) kg	積載量 (人乗) kg	積載量 (人乗) kg	積載量 (人乗) kg
屋内監視 カメラ		受水 槽	mm	kw	(個別空調方式の場合)	台	P型2級	積載量 (人乗) kg	積載量 (人乗) kg	積載量 (人乗) kg	積載量 (人乗) kg
計		mm		kw		台		積載量 (人乗) kg		積載量 (人乗) kg	
計		mm		kw		台		積載量 (人乗) kg		積載量 (人乗) kg	
計		mm		kw		台		積載量 (人乗) kg		積載量 (人乗) kg	

この家屋の取得の前1年の期間内に他の家屋を建築(購入)したか否か

有・無

建築施工業者名

電話番号

(理番責任者名)

交付印
受付印

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 1 条中新潟県県税規則第81条の改正 公布の日
 - (2) 第 2 条の規定 令和 7 年 4 月 1 日
 - (3) 第 1 条中新潟県県税規則第48条の改正及び次項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 1 条第11号に掲げる規定の施行の日
- (経過措置)
- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合におけるこの規則による改正後の新潟県県税規則第48条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「寄附金又は」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第78条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）又は」とする。